

【事案Ⅲ－１】動産特約共済金請求

・平成 29 年 5 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 28 年 4 月の地震により、申立人の自宅に壊滅的な被害が生じたため、建物共済の支払請求をしたところ、建物損害は認定されたが、動産特約による家財損害については「家財の全部が滅失しなければ認められない」とのことで支払がされなかったこと、契約締結時にはそのような説明は一切なかったこと、請求手続の説明ではできるだけ写真を撮るように言われ多数の写真を用意したが徒労に終わったことから、被申立人の判断及び対応に不服であるとして申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、建物共済の動産損害担保特約共済金 150 万円を支払え、との判断を求める。

また、仮に支払が認められない場合は、本件と同種の疑義が生じないよう、共済内容の周知の実施と申立人への特約共済掛金の返還又は誤った指導により損害を受けた部分の支払を求める。

- (1) 共済加入時、特約の支払条件等について説明責任が果たされていない。被申立人は、動産損害担保特約の請求に対し、「共済の対象の全部が滅失したとき」のみ支払うと説明されたが、加入時にそのような説明はなかった。
- (2) 地震発生後に、被申立人の窓口に被害の報告をした際、何が保障されるか分からないので、できるだけ写真を撮るように言われ、倒壊の危険を感じながら 100 枚以上の写真を撮ったのに、家財に対する保障はないとの一言で済まされた。共済団体として組合員に寄り添う姿勢が欠如しており、組織対応の改善を求めたい。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 約款・事業規約の動産特約により、動産については共済の対象の全部が滅失した場合に共済金を支払うこととなっており、申立人の建物及び家財を調査した結果、共済の対象である家財の全部が滅失したとは認められなかった。
- (2) 平成 20 年 4 月以降の建物共済の契約申込み時には、意向確認が必須となっており、申立人との間でも「意向確認書」が交付されており、併せて重要な事項が記載された約款・事業規約も交付している。
- (3) 約款・事業規約の内容は監督官庁の認可を受けたもので、重大な問題があるとは考えていない。

- (4) 動産特約は火災によって損害が発生した場合の保障を主とし、自然災害による共済金は全部が滅失した場合のみ共済金の30%(150万)を支払う補完的な保障内容となっている。今回の熊本地震においては、約77,000件の共済金の支払案件中、動産特約の支払は発生していない。
- (5) 未曾有の大地震の中でできる限りの対応を行っており、今回の対応も可能な限りの対応であったと考える。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人及び共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件動産特約は、火災による家財損害の場合は、損害の割合に応じて共済金額を限度として支払うものとし、自然災害による家財損害の場合は、共済の目的の全部が滅失した場合に限り「共済金額の30%(損害の額又は300万円のいずれか低い額を限度とする。)」を支払うものとして、共済金の支払事由及び共済金額を限定し、その代わり掛金の高額化を抑制する仕組みが定められている。このように、本件動産損害担保特約が、主契約たる建物の共済契約に付加的に設けられたものであることに照らせば、この特約の存在自体に合理性が否定されるべき理由があるとは認められない。
- (2) 本件動産特約では、自然災害により共済金を支払う場合として「共済の目的の全部が滅失した場合」と規定しているが、申立人所有の動産が、「自然災害により共済の対象のすべてが物理的に損傷を受け使用不可能となる状態」すなわち「共済の目的の全部が滅失した」場合に該当するとは認めることができない。
- (3) 申立人は、上記の取扱いに関しては事前に被申立人からの説明がなかったとも主張しているが、少なくとも、当事者間において、本件動産特約を含む本件建物共済契約の内容を説明する約款・事業規約及び「意向確認書」が授受されたことは、被申立人が主張したとおりであり、申立人は、これらの資料によって本件動産特約の内容を理解することができたはずである。
- (4) もっとも、被申立人側には、しおり・パンフレットにおける特約の説明や注意喚起に関し、当事者の関心を引くためのもう一步踏み込んだ工夫が望まれたところであり、また、大災害の緊迫した状況下の事務処理であったればこそ、滅失以外には共済金が支払われないことについての説明等につき申立人の心情に配慮した十分な説明・対応が望まれたところである。
- (5) なお、写真撮影に費やした精神的労苦や金銭的出捐については、別個の損害賠償請求事案として扱われるべきであって、当審議会の審議対象には当たらない。